

第5章 計画の推進

本章では、計画の推進体制として、市民・事業者・市民団体・市の関わり方と進行管理手法を明らかにします。

1. 推進体制

本計画に掲げた目標を達成するためには、市民・事業者・市民団体・市が温暖化対策に関する情報を共有し、地球温暖化問題に対する理解を深め、各主体の特性に応じて取り組みを進めていくことが重要です。このため、本計画の推進にあたっては、各主体がそれぞれの役割を踏まえ、以下の体制の下で連携・協力して取り組むこととします。

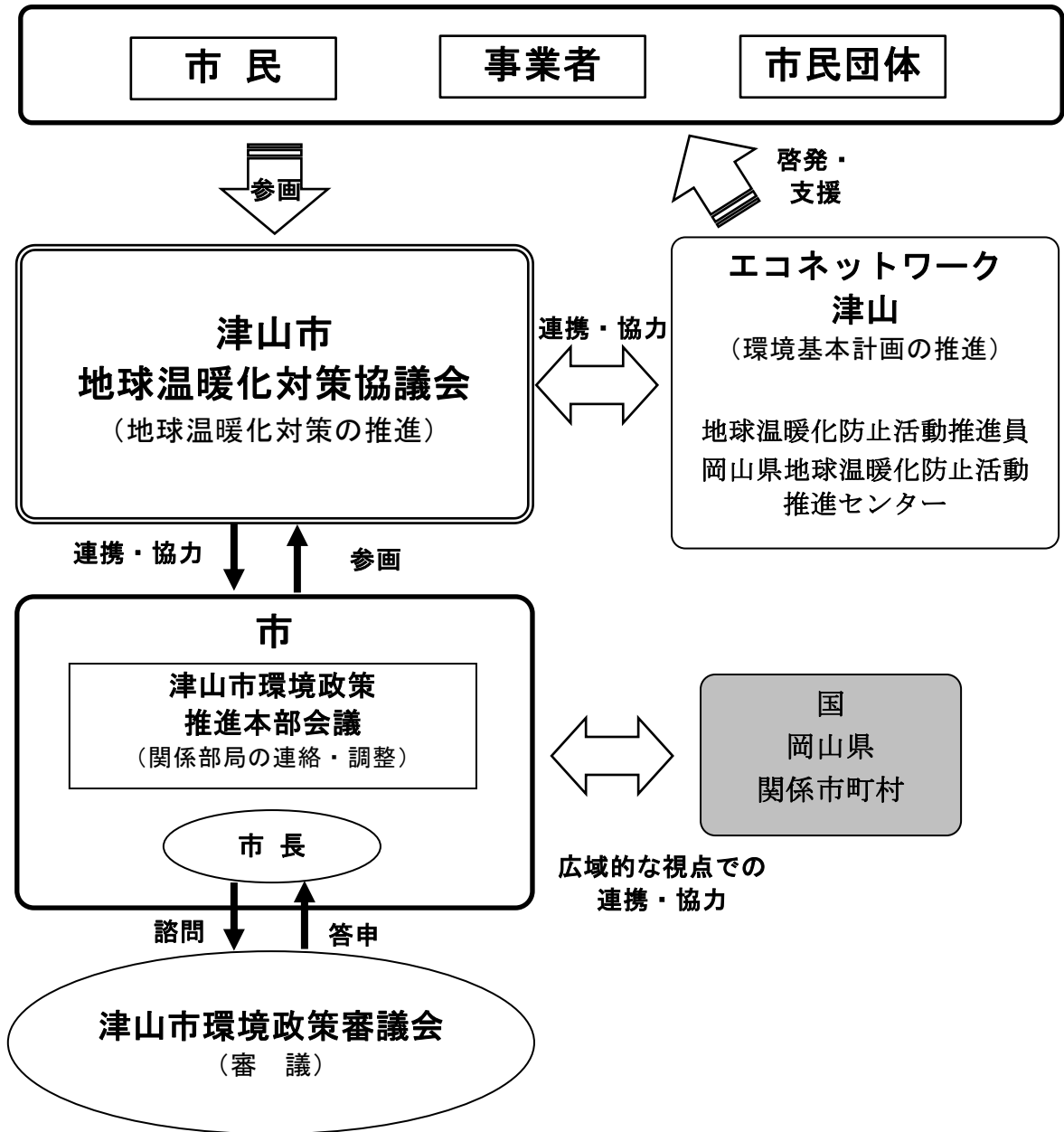


図 本計画の推進体制

◆ 津山市地球温暖化対策協議会 ◆

本計画の推進母体として、市民・事業者・市民団体・市の参画の下で、各主体が共通の認識を持ち、具体的な取り組みについて相互の連絡・調整を図りながら、連携・協力して本市の地球温暖化対策に一体となって取り組みます。

◆ 津山市環境政策推進本部会議（市） ◆

庁内の各部局で構成し、各部局の地球温暖化対策に関連する事業・施策の実施状況の把握や連絡・調整を行うなど、全庁的な取り組みを体系的・計画的に推進します。

◆ 津山市環境政策審議会 ◆

「津山市環境基本条例」に基づいて設置する機関で、市長の諮問に応じて地球温暖化対策等の環境施策に関する審議を行います。

◆ エコネットワーク津山 ◆

環境基本計画の推進母体として、具体的な行動の企画・立案・実行を担う NPO 法人です。地球温暖化対策についても、津山市地球温暖化対策協議会と連携・協力して取り組みます。

◆ 地球温暖化防止活動推進員、岡山県地球温暖化防止活動推進センター等 ◆

温対法に基づく地球温暖化防止活動推進員や岡山県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、市民・事業者・市民団体に対する普及啓発をはじめとする地球温暖化対策を推進します。

また、地域において省エネルギー普及活動を行うリーダー的役割を担う省エネルギー普及指導員や、環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し環境保全活動に関する助言等を行う環境カウンセラーとも連携し、地球温暖化対策を推進します。

◆ 国、岡山県、他の自治体等 ◆

地球温暖化対策の推進には、広域的な視点での取り組みが必要なことから、国・岡山県・関係市町村といった様々な機関と連携・協力します。

2. 計画の進行管理

本市では、市長を環境管理統括者とする「津山市環境マネジメントシステム」の運用を通じて、市が行う事務事業における環境配慮及び環境保全に関する行動の適切な実行に努めてきました。

地球温暖化対策についても本システムを活用し、下図に示す計画(Plan)→実行(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Action)という一連の流れ(PDCA サイクル)によって、関連事業・施策の進行管理にあたります。また、本計画の実効性を確保するため、計画の進捗状況における点検・評価の結果は、次年度に向けた取り組みの見直しや事業化等へのフィードバックを図ります。

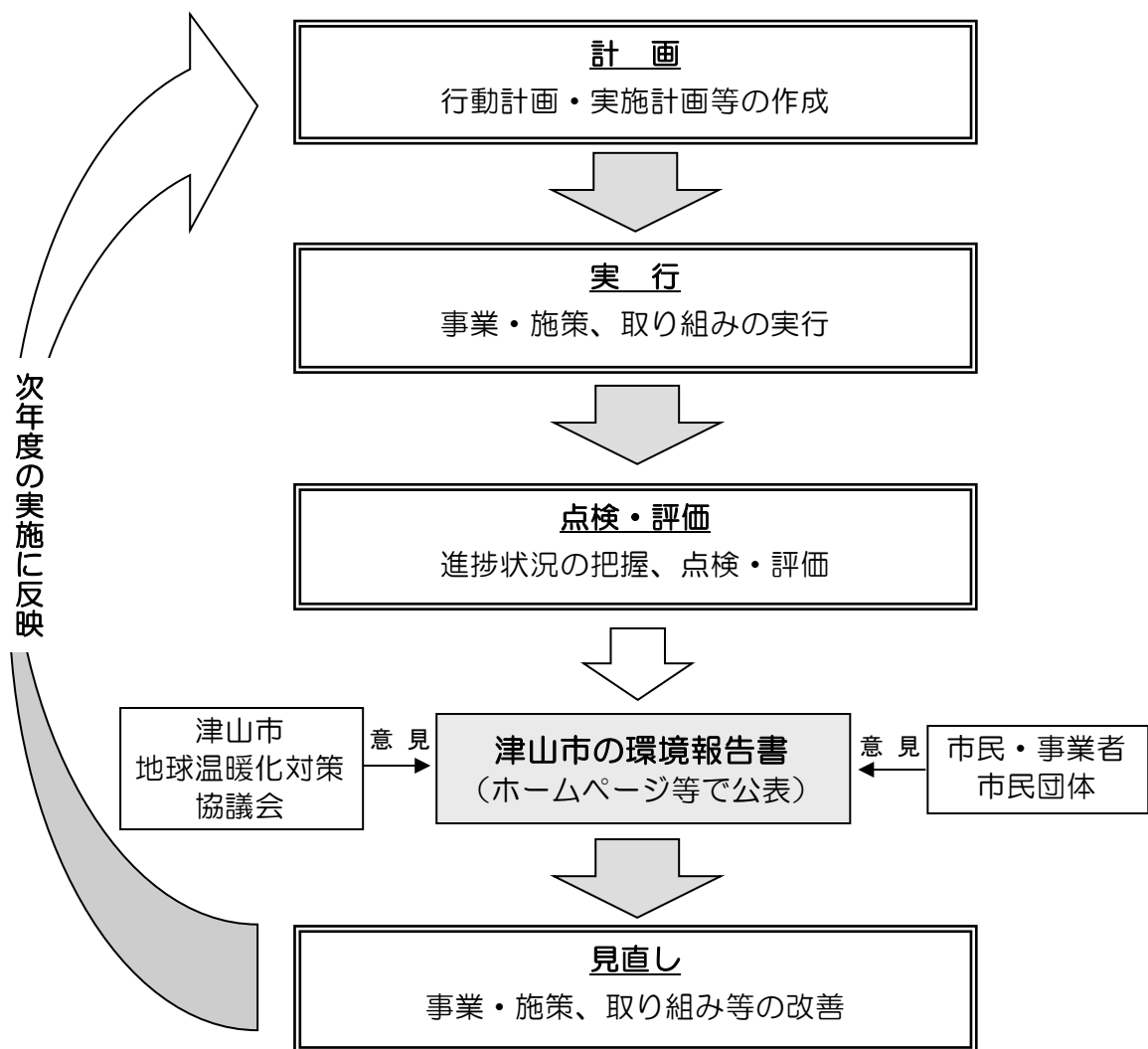


図 本計画の進行管理

◆ 取り組みの進捗状況の把握について ◆

第3章で掲げた温室効果ガス排出量削減目標の達成状況については、毎年度実施する温室効果ガス排出量推計によって把握します。ただし、推計には統計資料などを用いるため、把握できる排出量の情報は直近の完了年度よりおよそ2年遅れのものとなります。そのため、計画の進行管理自体は、第4章で掲げた指標の進捗状況を把握することによって行います。

◆ 年次報告について ◆

本計画の進捗状況は、毎年度「津山市の環境報告書」にとりまとめ、本市のホームページ等を利用して公表します。

広く市民等から受け付けた意見は、その後の進行管理に反映します。

◆ 計画の見直しについて ◆

地球温暖化問題は、時々刻々と進行し、その対策も日々変化しています。また、問題に対応する技術も日進月歩で向上しています。したがって、本計画は、今後の取り組み状況の推移、地球温暖化に関する各種施策の実施状況、国内外の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

